

令和6年7月1日

◎三石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日から委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7月3日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

それではお諮りいたします。

日程については日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎三石委員長 最初に総務部についてであります。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎清水総務部長 それでは、総務部の議案等につきまして私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明申し上げます。2ページ、令和6年度6月補正予算(案)編成の概要を御覧ください。

下の(2)歳出の表でございますが、一番下の総計(1)+(2)の行の中ほど、補正額(B)の欄を御覧ください。総額で8,645万8,000円の増額補正となっております。今回の補正予算は、動物愛護センターの整備とふるさと母校応援制度の2件になっており、これらの経費が下の表の歳出に計上されております。内訳としましては、(1)経常的経費が5,900万円余り、(2)投資的経費が2,700万円余りとなっております。

この歳出を賄う上の表の歳入でございますけれども、(1)一般財源につきましては財政調整基金を700万円余り取り崩すこととしております。また、中段の(2)特定財源につきましては、7,800万円余りを計上しております。

以上、補正予算全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。

3ページを御覧ください。総務部からは補正予算と、4ページの第3号から第5号まで

の3件の条例議案、報第1号及び第2号の2件の報告議案を提出させていただいております。なお、補正予算を含む議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、報告事項でございます。今回報告しますのは、財政課から、指定管理施設の利用料金見直しの検討状況についてでございます。詳細につきましては、後ほど財政課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に関します本年3月11日から6月30日までの開催状況につきまして説明させていただきます。

5ページを御覧ください。高知県公益認定等審議会は、令和6年3月21日、4月23日、5月21日及び6月18日に開催しまして、諮問案件3件について審議し、答申を決定しております。

高知県行政不服審査会は、令和6年6月25日に開催しまして、諮問案件2件について審議しております。

高知県公文書開示審査会は、令和6年4月11日、4月18日及び5月30日に開催しまして、諮問案件2件について審議し、うち1件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

高知県県政運営指針検証委員会は、令和6年3月19日に開催しまして、今年3月末に改定を行った県政運営指針の改定案について説明し、御意見をいただきました。

高知県職員倫理審査会は、職員倫理規則に基づき、管理職員が事業者等から受けた1件5,000円を超える贈与等につきまして、職員倫理審査会の意見を聞くものとなっております。今回、令和6年6月17日に審査会を開催し、令和5年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方からは、特に問題とする意見はございませんでした。関連資料としまして、6ページ、7ページに贈与等報告書の件数等を添付しておりますので御参照いただければと思います。

8ページを御覧ください。最後に、高知県公務災害補償等認定委員会につきましては、令和6年5月27日に開催しまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されましたほか、専決事案2件について報告しております。

私からの総括説明につきましては以上でございます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈財政課〉

◎三石委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 まず1ページから説明させていただきます。一般会計補正予算についての内容でございます。歳入ですけれども、3列目の補正額の欄の繰入金につきまして、787万3,000円の増額補正をさせていただくものです。こちらは、先ほど総括説明でありました

6月補正予算の財源として必要となるものを、財政調整基金の繰入れにより対応するもの
でございます。

2ページ目を御覧ください。3月29日付けで行った専決処分の令和5年度高知県一般会
計補正予算の専決処分の報告でございます。内容につきましては、3ページ目で御説明さ
せていただきます。

補正額の欄、地方譲与税や地方交付税の額の確定に伴い、毎年3月に専決処分させてい
ただいているものです。一番上の地方譲与税に関しましては9億4,500万円余り、地方交付
税につきましては特別交付税の確定に伴うもので、8億400万円余りの増額補正をさせて
いただくものです。一番下の繰入金は、財政調整基金の繰入額を、それらの見合いで17億
円余り取りやめさせていただくような構成内容になっております。

財政課の説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎三石委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎東税務課長 税務課から提出させていただいている条例議案につきまして、御説明しま
す。税務課からは、3つの条例議案を提出させていただいております。

資料の1ページを御覧ください。まず、高知県税条例の一部を改正する条例から説明さ
せていただきます。令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和6
年3月30日に公布されたことに伴い、県税条例に必要な改正を行おうとするものでござい
ます。

主な改正内容につきまして御説明申し上げます。まず、法人事業税の外形標準課税の適
用対象法人の見直しでございます。外形標準課税は平成16年度に導入され、小規模な企業
の経営に与える影響等に配慮し、資本金1億円超の法人が対象とされました。外形対象法
人数は、平成18年度をピークとして減少傾向が継続し、こうした状況が続けば、地方税収
の安定化、税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあることから、令和
4年度税制改正以降、適用対象法人の在り方について検討が続けられ、令和6年度税制改
正において、今回の改正が行われることとなりました。

具体的には、まず、ア減資への対応としましては、現行基準の資本金1億円超を維持し
つつ、前事業年度に外形標準課税の対象法人であった法人が資本金1億円以下となった場
合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象と
するというものです。

また、イ100%子法人等への対応としましては、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とするというものです。

施行日は、アについては令和7年4月1日、イについては令和8年4月1日としております。

次に、軽油引取税でございます。軽油引取税につきましては、一定の用途に軽油を使用する場合に税を免除する特例措置が設けられており、3年ごとに延長や適用対象の見直し等が行われております。令和6年度の税制改正において、マリンレジャー等に使われる自家用船舶、いわゆるプレジャーボートについて、令和7年3月31日をもって特例措置の対象から除外することとされたことから、今回改正を行おうとするものです。施行日は、令和7年4月1日でございます。

2ページを御覧ください。高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例でございます。知事が認定した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、事務所や研究所等の設備の新增設を行った事業者に対して、現在、事業税及び不動産取得税の課税免除や不均一課税を行っております。今回、関係省令の改正に伴いまして、認定期限を令和8年3月31日まで2年間延長するとともに、特例措置の対象となる設備を追加しようとするものです。適用は、延長については本年4月1日に、設備の追加は4月19日に遡及することとしております。

次に、高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。過疎地域のうち、市町村が定める計画で位置づけた産業振興を促進する区域において、製造業用設備などの取得等をした事業者に対して、事業税及び不動産取得税の課税免除を行っておりますが、関係する省令の改正に伴い、この適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長するものです。適用は本年4月1日に遡及することとしております。

3ページを御覧ください。続きまして、高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、必要となる県税条例の改正について、本年4月1日に施行しなければ、税率の変更や、特例措置の一時的な喪失などによって、納税者に影響を及ぼすおそれがあるものにつきまして、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分させていただいたものです。

主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、(1)個人県民税ですが、令和6年度の税制改正では、令和6年度分の個人住民税について定額による特別控除、いわゆる定額減税を実施することとされ、個人住民税は、納税義務者本人について1万円、控除対象配偶者、扶養親族について1人1万円を所得割

の額から特別控除を行うものです。

次に、(2) 不動産取得税です。まず、アにつきましては、1つ目が、新築住宅特例が適用される住宅用土地の取得に係る減額措置の要件について、土地を取得してから住宅を新築するまでの年数要件を2年から3年に緩和する特例措置につきまして、令和8年3月31日まで2年間延長するものです。2つ目が新築の認定長期優良住宅に係る軽減措置について、新築住宅の課税標準額から控除される額を最高1,200万円から1,300万円とする特例措置につきまして、令和8年3月31日まで2年間延長するものです。

イの税率の特例措置としまして、住宅及び土地に係る税率は、本則では4%と規定されておりますが、特例措置により3%の税率が適用されております。また、宅地評価土地は、評価額を2分の1にして税額を計算する特例措置がございます。共にこの3月31日が特例期限となっておりますものを、令和9年3月31日まで3年間延長するものです。

次に、(3) 軽油引取税です。先ほど、条例議案の説明の中でも触れさせていただきましたが、軽油引取税につきましては、一定の用途に軽油を使用する場合に税を免除する特例措置が設けられております。この特例措置の適用期限を、令和9年3月31日まで3年間延長するものです。

最後に、(4) 狩猟税でございます。狩猟税につきましては、鳥獣被害対策の推進のための担い手の確保等に資することを目的とし、課税免除等の特例措置が設けられております。鳥獣被害は依然として深刻な状況にあり、引き続き捕獲等の担い手確保の推進をするために、適用期限を令和11年3月31日まで5年間延長するものでございます。

以上が専決処分に係るものでございます。

税務課からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 去年、この案が税制調査会で示された後から、いろんな経済団体が懸念を示して、中小企業にも影響あるんじゃないかとかもあって、いろいろ修正された経緯があると思うんです。現行、あまり中小企業には影響のない仕組みになったとの報道もありましたけれども、実際のところ、高知県の企業の中でこの改正がどう影響するのかは、具体的にどのように予測をされていますでしょうか。

◎東税務課長 外形標準課税の件でよろしいですか。外形標準課税で、例えば今、資本金1億円超の法人がどれだけ減って対象になるかは、実は今の時点では数字が把握できないのが実情でございます。というのが、10億円の対象になる資本剰余金の額について、今、申告書等で記載されていない関係で、今の時点では分からない状況になっております。今後、規則改正等によって申告書の中にその数字等を記載するようになりますが、今の時点ではどれくらいの法人数が増えるということが予測できない状況でございます。

◎大石委員 そういう状況の中だとなかなか対応しづらいかもしれませんけれども、今、

県内の企業でもあらゆる業界で統合とか再編、M&Aというものが、後継者の問題も含めて非常に重要になってきていますので、こういうものに水をかけるようなことにならないように。これは商工労働部が担当になると思いますけれども。いろんな数字が出てきたときに、対策も庁内でいろいろ考えてもらいたいと思いますので、注視をしてもらいたいとお願いをしておきたいと思います。

◎横山委員 狩猟税の狩猟者登録に係る課税免除の特例措置を5年間延長するというところで、担い手不足がいろいろ叫ばれている中で、この中身はどんなものか詳しく教えていただけますか。

◎東税務課長 狩猟税は、もともとレジャー目的で狩猟される場合には狩猟者登録のときに狩猟税が課税になるものでございます。今回の見直しにつきましては、許可捕獲や認定鳥獣捕獲等の事業者制度などいろんな制度が国でつくられておりますが、そういう制度に合致する狩猟者でしたら、税額を免除または軽減する措置でございます。農林水産省が公表しております鳥獣対策をしていく方針、計画につきましては、5年間延長する方向が示されており、この方向に合わせて、狩猟税についても5年間延長することにされたとお聞きしております。

◎横山委員 担い手不足が叫ばれる中で、特例措置を設けていることをぜひ活用していただいて、少しでも狩猟者が増えるように、積極的にこういうことも国も県も支援していますとPRしながら狩猟者確保に向けて取り組んでいただきたいです。こういう特例措置については、周知は特段必要ないわけですか。

◎東税務課長 狩猟税については狩猟者登録の際に、こういう制度がありますと鳥獣の担当部局で周知をしておりますので、その中で一定周知がされていると考えております。

◎細木委員 外形標準課税について、先ほど大石委員からも質問があったんですけど、来年4月から施行されるので、その対象は見込みとしても県では全然把握してないんでしょうか。

◎東税務課長 外形標準課税の対象法人数ですが、令和3年度で38法人でございます。ここから法人が減少するかどうかというところになりますので、それ以上については、こちらでは把握ができない状況でございます。

◎細木委員 今年度、そういう対象のところには何らかの通知をしたりしないといけないと思いますけど、この制度が変わりますよという周知はどのようにやられるんでしょうか。

◎東税務課長 周知につきましては、県のホームページ等で、外形標準課税とはこういうものですよという御案内をこれまでもさせていただいておりますので、その中で併せて、こういう制度が始まってということを周知していきたいと考えております。

◎細木委員 もう1点、軽油引取税について。今、軽油が高止まりの状況で、農業される方などは、この制度が延長されたことは大変歓迎されていると思います。今回プレジャー

ボートは対象外になったんですけど、ちょっと使いにくいって話を聞いたことがあるので、今回延長になったことに併せて対象要件や申請状況などが緩和されたりという要件とかの変更はないのでしょうか。全く同じ制度が3年間続くというものでしょうか。

◎東税務課長 軽油引取税につきましては、プレジャーボートが対象外となりましたが、ほかにつきましては特に変更はございません。

◎細木委員 もっと周知を、3年間延長になることをアナウンスしてほしいと思いますし、この間、使いにくいという話を農家の方から聞いたので、申請の状況について増えているのか横ばいなのか、数字が分かれば教えてください。どれぐらい申請されて交付をされているか、この間の経過は分かりますか。

◎東税務課長 免税軽油使用者証全体の数ですが、令和2年度で2,682、令和3年度で2,383、令和4年度で2,290です。

◎細木委員 3年間延長したことも含めて、ぜひ活用していただいて、やっぱり農業が県内の基幹産業でもありますので、農業機械に使う場合には非常にこれは助かると思います。ぜひそういうのを周知徹底してほしいと思いますのでよろしくお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、総務部より1件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることといたします。

指定管理施設の利用料金見直しの検討状況について、財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 報告事項について御説明させていただきます。2ページを御覧ください。

まず背景からですが、1の①で、県はこれまで物価高騰対応としまして、企業等の構造転換を促してきたところです。そうした中、指定管理施設においても、引き続き、同様に職員の処遇改善をしながら、安定的に運用していく必要があると考えております。

また、②で、そうした中で近年の物価高騰や賃金水準上昇の影響によりまして、指定管理施設において、支出もそうですし、県から出している管理代行料についても大幅に、2割程度増加している状況でございます。

こうしたことから、今回利用料金見直しによる収入確保について検討させていただきたいと思っており、参考までに、他県の指定管理施設においても同様の値上げの動きがある状況でございます。

この料金見直しを行うに当たっての基本的な考え方が、2番目の基本的な考え方です。利用者による負担である入場料収入と、県による負担である管理代行料の比率を、物価高騰前の比率と同等の比率に維持できるように、入場料の見直しを行っていきたいと考えて

おります。個々の施設で状況が違いますので、あくまでもイメージですけれども、棒グラフでイメージ図を3つ入れています。仮に、従前は入場料と管理代行料を2対8で運営していたとしますと、これが足元の物価高騰の影響で、2本目の棒グラフのとおり支出が増えて、管理代行料でその隙間を埋めていることで、入場料の比率が下がっているような施設があった場合には、一番下の見直し後のとおり、入場料を引き上げる形にしまして、入場料と管理代行料の比率を2対8に戻すといったような考え方で入場の見直しを行っていきたいと考えております。

こういったものを、一律ではなくて、それぞれの施設でこのような数字を見ながら、利用料金の設定をさせていただければと思っております。

2基本的考え方の3行目に米印で書いておりますけれども、今回、観光文化施設が特に多いところですが、障害者や高校生以下、県内高齢者向けの減免を現在行っており、この減免については維持をしていきたいと考えております。

最後に、一番下のスケジュールですが、御説明しましたような総論的な大きな考え方に基きまして、個々の指定管理者と説明、協議を行っているところでございます。こうした協議を経て、それぞれの具体的な料金を固めた上で、9月議会に関連する条例議案を提出させていただきたいと思っております。条例の提出は9月議会になりますけれども、足元の検討状況を説明させていただいた次第でございます。

財政課からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 入場料を20%値上げということで、いろんな文化施設が2割上がることで、どのような影響が出るか。私が一番心配しているのは、いろんな文化施設に40代、50代の方の入場が非常に少ないと指摘されているんです。高齢者や若い人は無料なので影響はないですけど、本当に文化に触れてもらいたい世代が、値上げによってさらに足を運ぶ数が少なくなるんじゃないかという懸念をしているんです。そういう値上げに対する影響についてはどのように検討されたんでしょうか。

◎中島財政課長 値上げの考え方と、値上げに伴う入場者数減というか、行きにくくならないかというところの対応の2点説明させていただきます。

まず、値上げの考え方で、イメージ図がこうですけれども、20%上げるということではなくて、施設ごとに見ていくことになります。例えば、増収を確保するに当たって、値上げの方法として常設展とか企画展とか様々な区分がありますけれども、なるべく負担の感じにくいような方法で値上げをやっていきたいと思っております。そういったところを指定管理者とも話をさせていただいているところです。

その上で、行きにくくならないかですけれども、そういった観点で、なるべく負担感のないような形で料金は設定させていただきたいと思っております。あとは、減免対象以外

のところを念頭になると思いますが、例えば年間パスポートを据置きするといった形で配慮させていただきたいと思っております。

あとは、料金値上げがありますので、施設の魅力化にしっかり取り組んで、料金に見合うサービスを提供しないといけないと思います。魅力化には指定管理者とも連携して取り組んでいきたいと思っております。

◎西森（美）委員 値上げについても一律ではないというお話だったので、これから議論して下さることだと思います。

高知県の指定管理者制度について、利用料金制度を導入している施設はあるんですか。

◎中島財政課長 利用料金制度というのは、指定管理施設で、いわゆる来られた方から料金を取っているところということでしょうか。

前提として指定管理施設につきましては、県営施設を運営する場合に入場料収入を得るような形態で運営する場合に指定管理者制度を取る形になっております。県営施設が41ありまして、片手で数えるほど、取っていない施設はありますが、基本的に入場料収入は取っております。

入場料収入だったり、例えば利用料、会議室の使用料だったりといった形で何らかの収入を取っている形でございます。

◎西森（美）委員 指定管理者制度の中で、利用料金制度と、管理代行制みたいな形で、恐らく県はこちらを採用されているのではないかと思います。例えば利用料金制度だったら、使用料を指定管理者がもらって、経営努力が発揮されるような仕組みになっているので、高知県内でも各市町村では利用料金制度を導入している施設も多いと思います。そのメリットも大きいと思うんですけど、これから入場料を、物価の高騰とか様々出てくる要因の中で検討しなくてはならないときに、利用料金制度の導入も含めて検討していくお考えがあるのか教えていただけませんか。

◎中島財政課長 前提から説明させていただきますと、全ての指定管理施設におきまして、運営に当たってはそれなりのコストとして支出がかかります。一方、指定管理者には入場料収入を取っていただいて、一定程度の収入が入ってきます。ほぼ全ての施設で、やはり公の施設ということで収益性はそんなに高くないですから、その収入だけでは賄えないのが指定管理施設の運営の実態ですので、その差分を管理代行料という形で、県からシフトして入れさせていただいているのが指定管理者制度の仕組みになっています。

そうした中で、イメージの2本目のグラフのところでございますけど、支出が上がっている中で入場料収入はなかなか伸びないといいますか、固定されており、そこを今は管理代行料を増やして対応している状況です。基本的にどの施設でも、入場料を一定程度徴収させていただいて、その差額を代行料で埋めているのが実態ですので、そういった意味では現状においても基本的に入場料制になります。

◎大石委員 9月に議案提出ということですし、県財政の大変厳しい状況も理解をしていますので、こういう対応をするのはやむないと私も思います。一方で、決算でも所管には指摘したことがあるんですけども、高知県の人口が減少傾向にある中で、県内の文化施設をどう考えていくかは非常に大事じゃないかと思います。

これは総務部に言う話ではないかもしれませんが、値上げをする、そして県財政をしっかりサポートするのは大事なことですけど、一方で、これからこういう施設をどう考えていくのか。あるいは、指定管理者というか、施設がどういう運営をすればお客様も増えるし、従業員の皆さんの満足度も高まるのかとか、総合的な検討が必要ではないかなという、そういう時期に差しかかっているのではないかと思います。

これから、恐らく現場の皆さんの声をしっかり聞きながら、9月に向けていろいろと進めていくのだと思います。文化施設を所管しているほかの部局ともしっかり話をし、総合的に高知県の文化施設を、どのような価値をもたらして、そして、どういうふう将来に向かって中長期的に運用していくのかの観点までぜひ広げて、今回の話と併せて話をしてもらえたらと願うところです。

答弁はなかなか難しいかもしれませんが、単にお金の増減だけではない、もう少し広い、中長期的にこの高知県の文化施設をどう扱うかの観点に立って、幅広く皆さんと協議をしてもらいたいとお願いをしておきたいとしますので、総務部長よろしく願いいたします。

◎清水総務部長 委員御指摘のとおり、料金だけの話で終わってしまっは本末転倒というか、あまり意味がないことで、施設の在り方というか、しっかり県民の方、御来場される方に満足いただけるような施設であるべきだと思います。そこは関係部としっかり連携をして対応してまいりたいと思います。

◎下村委員 今の関連なんですけど、他県では収入を得るために、また、指定管理者がその施設をきちんと守っていくための方策の一つとして、外国人との間の二重構造の料金体系をつくったりという動きも出ているところもあります。高知県がそれを検討しているかどうかは別にしても、そういう広い視点で考えていくことも大事なことはないかと思います。ぜひ、検討材料の一つとしても考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎中島財政課長 今回は物価高対応で、足元のこの緊急的な事態に対応するために値上げの形で対応させていただいているところでございます。今回に当たっても、減免制度まで含めて一通りの検討させていただいた結果、この値上げで対応しようという考えでいるところでございます。

委員がおっしゃったような外国人の料金の話も他県の施設で出ていますけれども、どうやって外国人と日本人を区別するかとか、いろんな事務的な課題が多いようにも聞いてお

ります。他県の動きなども研究しながら、外国人に限らず、徴収方法について幅広い選択肢を頭に置きながら、引き続き考えていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 私も先ほどみたいな形が大事だと思っております、指定管理施設の魅力の向上、利用しやすいようにサービスの向上も図っていかなければならないし、活用もできるように検討もされなければならないと思います。それと併せて、このイメージ図では入場料だけですけれども、考え方の中では入場料等を見直すと。「等」というのは具体的にはどんなことでしょうか。

◎中島財政課長 これは主に想定した入場料と、貸し会議室の使用料や例えば物販の収入といった細々したものも含めて「等」とつけさせていただいています。主なものは入場料や使用料が中心になると思っております。

◎岡田（芳）委員 全体の経営状況、経営改善も含めて、一緒に検討されていくことになるのでしょうか。

◎中島財政課長 経営状況としては、入場料で賄えない部分は、標準的な価格で管理代行料を県が支出して、それで全体を運営していく形になりますので、入場料と管理代行料は不可分一体なところがあると思います。そういった意味で、最終的には施設が運営できないといけませんので、そこは経営の視点で入場料収入はどうか、管理代行料収入はどうかといった目線でもしっかり見ていくことになると思っております。

◎金岡委員 この背景の中に、企業等の構造転換（賃上げ、価格転嫁、省コスト化）と書かれていて、この中の賃上げ、価格転嫁ということで今回考えておられるのだと思います。先ほどありましたけれども、イベントをやるなど、どうやって入場者数を増やしていくかも考えていかなければならない。それからもう一つは、ここに省コスト化と書かれておりますので、そこら辺も具体的に打ち出していかなければならないのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

◎中島財政課長 省コスト化に関しましては、管理代行料を設定するときに、それなりの努力をしてもらう前提で設定してきたところもあります。現状でもなるべくエネルギーを使わないとかといった取組を指定管理者のほうでしていただいている認識はございますが、具体的にどういうものを個別の施設でやっているのかはしっかり情報収集しておくようにしたいと思います。

◎金岡委員 先ほど申し上げましたとおり、イベントとかをやって、できるだけ利用者数を増やしていく。具体的にそれも上げていただきたいですし、省コスト化についても、具体的にこうやるんだというようなことも打ち出していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

◎横山委員 大石委員からもありましたけど、魅力化、磨き上げについて、値上げするときに改めて議論のスタートにしていただきたいのが1点。また、牧野植物園とかもよく言

われているように、職員の処遇改善は、指定管理施設を持続的に続けていくためには絶対に必要なことです。これから、一律ではなくて一つ一つの施設と協議していく中で、魅力化、磨き上げと職員の処遇改善、それと県財政の健全化を大きな柱立てにさせていただきながら、ぜひ持続可能なものになるよう、職員の処遇改善もしっかり含めた上で、議論をスタートさせていただきたいと思うんですけれども、御所見をお願いしたいと思います。

◎中島財政課長 今回、利用料金の見直しするに当たって、この資料の背景①のところにも「職員の処遇を改善しつつ」と記載して、職員の処遇にしっかり意を払っていきたいと思っています。例えば、昨年は大多数の契約を更新しているタイミングなのですが、その際にも人件費は一、二割上がっています。県としても一定程度そこは配慮したつもりですけれども、現状として様々な意見がありますし、今までと違ったレベルで賃金が上がっているところもあるので、そこはしっかり目を配って、意を払って、職員の処遇についても、検討、再点検といったことをやっていきたいと思っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎三石委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、2点御報告がございます。

1件目の報告は、教職員の不祥事についてでございます。県中央部の公立小学校事務職員が、昨年10月から本年2月にかけて公金等の不適切な取扱いを行った事案でございます。当該事務職員に対しましては、減給10分の2、12月の懲戒処分を行いました。

昨年度来、教職員の不祥事が続いて発生している状況は誠に遺憾であり、重大な事態として大変重く受け止めております。本県の公教育に対する県民の皆様の信頼を裏切っておりますことを深くおわび申し上げます。

2件目の報告としまして、県立学校において、個人情報等の不適切な取扱い事案が2件ございました。該当の生徒をはじめ、関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、本年4月に実施された市町村教育長会議及び県立学校長会議におきまして、私自身が市町村教育長、県立学校長に対し、不祥事を起こさせない組織づくりについて、より実効性のある取組を推進するよう強く要請をいたしました。さらに

本年度から、全ての学校において、不祥事防止委員会の設置や不祥事防止強化月間を設定し、各校で不祥事を生じさせない職場風土づくりに向けた取組の充実を図っていくこととしております。

今後こうした一連の取組を着実に実行し、不祥事の防止につなげ、県民の皆様方の信頼回復に努めてまいります。また、個人情報の取扱いにつきましては、県立学校において、個人情報を含む書類を厳格に管理することを含め、組織的な業務状況の把握と管理を一層徹底し、このような事態が生じないよう再発防止に努めてまいります。

なお、これらの事案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、議案の御説明をさせていただきます。6月議会に提出しております県教育委員会関係の議案は、令和6年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案2件の計3件でございます。

まず、令和6年度一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。議案説明資料の2ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧ください。教育委員会所管の補正予算につきましては、1,770万円の増額をお願いするものでございます。

内容は、ふるさと納税制度を活用して、教育環境の充実や学校の魅力化などのプロジェクトを支援するふるさと母校応援制度を導入することに伴い、必要となる経費を計上するものであります。

次に、条例その他議案につきましては、3ページの議案目録を御覧ください。

目録の中ほどの第7号高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案及び第8号高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案の2件でございます。各議案につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、報告事項は、冒頭に報告いたしました教職員の不祥事及び個人情報の不適切な取扱い事案のほか、豊後水道地震による清水高等学校の新築工事への影響について、非強制徴収債権の放棄についての2件で計3件がございます。

それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。4ページを御覧ください。

高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に、高知県産業教育審議会及び高知県社会教育委員会を6月に開催しました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様方に御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎三石委員長 初めに、幼保支援課の説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 条例改正について、2件御説明させていただきます。

1ページは、③議案（条例その他）の9ページの抜粋で、第7号議案、高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案。2ページは、③議案（条例その他）の10ページの抜粋で、第8号議案、高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。この2つの条例議案は関連しますので、3ページの資料により一括して御説明させていただきます。

まず、1改正の背景を御覧ください。令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の中で、幼児教育・保育について、量・質の両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すことなどが必要となっていることから、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善を図ることが示されております。

これを受けまして、認定こども園と保育所における職員の配置基準を、4・5歳児は30対1から25対1へ、3歳児についても20対1から15対1へと改善する内閣府令等が、令和6年4月1日に施行されております。なお、今回の配置基準の改善に際しまして、人員確保に困難を抱える保育の現場に混乱が生じないように、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置が設けられております。

次に、2条例改正の内容について御説明いたします。（1）高知県認定こども園条例は、保育所、幼稚園両方の機能を併せ持った施設である認定こども園の運営等に関する基準につきまして、認定こども園法に基づく国の基準省令や告示に準拠する形で定めているものであり、国において基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、今回必要な改正を行うものです。

具体的には、表に記載のとおり、上の段の幼保連携型認定こども園、下の段の連携型外認定こども園、それぞれの職員配置基準を、4歳以上の園児・子供については30人につき1人を25人につき1人、3歳児は20人につき1人を15人につき1人に改正するものでございます。

なお、この表にお示した幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と保育所の双方の位置づけを有する単一の施設として認可されたものを指します。また、連携型外認定こども園は、幼保連携型以外の認定こども園、具体的には、認可の幼稚園に保育機能を持たせた施設を認定したもの、または、認可の保育所に幼稚園機能を持たせた施設を認定したものを指します。

次に、高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例は、障害児の通所支援事業のほか、保育所、児童養護施設など児童福祉法に基づく施設や事業の運営等に関する基準を定めているものです。表の下の米印の2に記載のとおり、一部の本県独自規定を除き、国の基準省令に準拠する形で定めております。こちらも、基準省令が改正されたことに伴い、引用規定を整理しようとするものです。具体的内容は、(1)の認定こども園条例と同じとなっております。

施行期日は、(1)、(2)ともに、公布の日としております。また、国の基準と同様に、経過措置として当分の間、従前の基準により運営することができることとしております。

なお、今回の改正による新しい配置基準を満たしている施設の数について、各市町村に確認したところ、令和6年4月時点で、9割を超えるほぼ全ての施設で新基準を満たしているとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 75年ぶりということ、本当にこれは国民の運動も含めて、大きな成果になったと思います。9割が達成しているとのことですが、1割はまだ新基準になっていないということで、当面の間とは、国からは大体どれぐらいの経過措置と考えられているのでしょうか。

◎津野幼保支援課長 今の時点で、国からいつまでと示されているものはございません。今、保育所として全体的に人員確保に苦労している状況を踏まえてということだと思います。その状況を見てになっていると思います。

◎細木委員 この間、委員会でも出先機関等調査に行き、保育士とかの確保がなかなか大変で、少子化の中で厳しい経営の中でもベースアップしながら確保しているというような状況をお聞きしました。この新しい基準になって、どのような現場の声が届いているのでしょうか。

◎津野幼保支援課長 3歳児・4歳児・5歳児につきましては、今回、最低基準の改正の形になりましたけれども、人員をより多く張ってほしいという要望も上げていったところなんです。主には民営の保育所に対してですけれども、加算で厚く張る形で、既に動いていたところがあります。

今後は最低基準になりますので、これを必ず守らなくてはいけないという形に動いていくところですが、年度途中の入所といった対応で、現場としては少し苦しくなるころがあるのではないかといったお声もあります。そこは、我々も県社協と組みまして、人員確保に関してコーディネーターも置いておりますので、そういった形でバックアップして対応していきたいと思っております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

〈高等学校課〉

◎三石委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 高等学校課の補正予算につきまして御説明させていただきます。

資料1 ページを御覧ください。右端の説明欄、1 全日制高等学校運営費は、令和6年度高知県プロジェクト型ふるさと母校応援事業につきまして、1,517万1,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、資料2 ページを御覧ください。高知県プロジェクト型ふるさと母校応援事業は、高知の将来を担う児童・生徒を応援することを目的とし、高知県内の県立学校が実施する教育環境の充実や学校の魅力化に資するプロジェクトに対して、ふるさと納税での支援を募るものでございます。

県立中学校、高等学校では、東部、中部、西部からそれぞれ2つのプロジェクト、計6プロジェクト程度の提案があると見込んでおりまして、プロジェクトの事例としては、部活動活性化のための備品購入やグローバル人材の育成につながる海外の学校との交流事業などの提案を見込んでおります。

資料右下にお示ししていますが、本議会で御承認いただきました後、各学校は事業計画を提出し、県において審査・承認後、クラウドファンディングを実施し、クラウドファンディング達成後にはプロジェクトの実施というスケジュールを予定しております。

当課からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 教育の予算は、国自体の教育予算が少ないと思いますし、県ももっと教育にお金をかけることが大事だと思います。今回クラウドファンディングで事業計画を立てて、お金をつくって事業を進めることになってはいますが、やっぱり教育予算を増やすことが基本だと思います。あと、6つのプロジェクトを見込まれてはいますが、学校による格差が生じないかも一方では懸念をされると思うんです。魅力をアピールするのはいいとしても、一方でそういう問題が出ないかどうかの御認識はいかがでしょうか。

◎並村高等学校課長 まず、教育予算につきましては、県にもしっかりと要望していきたいと思っております。その上で、各学校が独自で支援ができますよう、このプロジェクトを実施していければと考えております。

次に、学校による格差でございますが、やはり卒業生が多いところほど有利にはなるかとは思いますが、そういったことも含めて各学校でどのようなプロジェクトを検討するか、それをいかに発信していくかを学校とともに県教育委員会としても支援してまいります。

◎岡田（芳）委員 学校の規模とか今までの歴史的な経過を見て、そういう格差が生じないように配慮も必要だと思いますので、その点はよろしくお願いいたします。

◎大石委員 いい事業だと思いますし、今、岡田委員の言われたことを十分理解するんですけども、一方で、ある種の格差が生まれても仕方がないというか。頑張ったところがいい事例をつくってもらって、それをできてないところに横展開する効果もありますので、ぜひ、そういう意味ではとがった成功事例をつくってもらいたいと逆に思う部分もあります。

そういう意味で、企画が非常に大事ということと言うと、先生方に負担になる部分もあることを考えれば、所管は高等学校振興課ですけれども、魅力化コーディネーターがこの企画で重要な存在になってくるのではないかと思うんです。魅力化コーディネーターとこの事業の関わりについて、どうお考えかお伺いしてもいいですか。

◎並村高等学校課長 この事業につきましては、各学校の魅力化等の推進のためというところがありますけれども、特にコーディネーターがいる学校に限るものでもございません。そういった学校につきましては、しっかり魅力化コーディネーターも参画をして、事業計画をつくっていただければと思っております。

◎野田高等学校振興課長 魅力化コーディネーターについては、現在、順次配置しているところがございますけれども、コーディネーターのいる学校は、やはり地域と一緒に考えることができるということになりますと、コーディネーターの企画力も期待をしているところがございます。そういった方も含めて、クラウドファンディングの中で計画をしていただければと考えてございます。

◎大石委員 今回の事業の中で、教育環境の充実は、現場の先生方の御意見でいいと思うんですけども、後半の魅力化について、あるいはふるさと納税をどう活用するかについては、高等学校振興課長からお話があったとおり、コーディネーターが非常に重要だと思います。

そういう中で、先日報道にもありましたけれども、この委員会でも再三指摘してきたように、20万円弱の地域おこし協力隊程度の報酬がネックになっているんじゃないかと思えます。報道にあったのはなかなか募集しても集まらないということでしたけれども。改めて、本当にこういう役割を多様に見直すのであれば、コーディネーターはもう少しきちんとした報酬を払ってでも、中核的に活動できるような人材を確保すべきではないかと思うんです。こういうことがまた増えてくるなら、なおさらそう思います。これは、総括するので、教育長にお考えをお伺いしたいと思います。

◎長岡教育長 確かに現在の制度の中で、先日の報道にもありましたけれども、十分に人員が確保できていない実態があります。その点につきましては、我々としてもどういふように積極的に人員を求めていくのかは考えなければならないことだと思っております。今

回の事案を基に、再度、人員確保のためにどのような方法があるのかといったことは、しっかりと検討して対策を練っていきたいと思います。

◎大石委員 本日に教職員の先生方は多忙な中で頑張っておられますし、先生方の本分は生徒たちの学力を定着させるのが一番の仕事ですから、資金集めとか魅力化のための企画とかは本来は先生方がする仕事ではないのではないかとずっと思っています。ただ、必要なことは必要なので、ぜひそこに関してはしっかり手当てをしてもらって、人材確保してもらうように、また改めてお願いをしておきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 大石委員から格差があつていいんじゃないかという話もありましたけれども、やっぱり公教育ですので。私も初めて総務委員会に入って、県立学校を訪問させていただいたんですけれども、それぞれが様々な課題を抱えているなど感じてきました。その中で、しっかり県内の公教育が充実していくように、もっと予算もつけてやっていただきたいというのが私の基本の考え方なんです。

クラウドファンディングにしても、支援員もいるかとは思いますが、やっぱり主体は学校になりますので、そういった点で格差が生まれないように配慮しながら、いろんな施策を取り組んでいかなければならないと。繰り返しになりますけれども、そういう意見を申し上げたところでございます。

◎西森（美）委員 ふるさと納税の寄附金を活用した魅力化の向上ということでもあるので、多くの皆さんから御協力をいただいて、それは学校の卒業生なり、県内・県外問わずたくさんの方から寄附を募ってやっていこうというものだと思います。それから、6つのプロジェクトということで、学校ごとにこれからプランが考えられていくと思うので、これが本当に効果のあるものになっていくように、周知もとても大事ですし、誤解がないように、事業について質問させていただきたいと思います。

1事業が50万円から上限200万円なので、お一人お一人から幾らかを募りながら、全体としてこの金額になるかどうかだと思います。今は約1,517万円が計上されていますけれども、6つのプロジェクトがどれぐらいで、どういう試算をされてこの金額になっているのかを教えてくださいませんか。

◎並村高等学校課長 今回6プロジェクトを見込んでおります。それぞれが、上限額200万円を目標として設定した場合に、それに関わる手数料、それから額を超えて寄附をいただいた場合の、いわゆる上ぶれ額といったものを全て計上して、1,500万円程度としているところです。

◎西森（美）委員 上限200万円の場合はどれぐらいの手数料を考えてらっしゃるんですか。

◎並村高等学校課長 20.9%になりますので、例えば200万円でしたら、40万円程度が手数料となります。

◎西森（美）委員 手数料が発生する仕組みは、民間のポータルサイトをお願いをするか

らなんですか。この手数料はどう考えたらいいんでしょうか。

◎並村高等学校課長 現在県でも実施しているプロジェクトに参加している事業者をお願いする予定にしております。県のものと同じような手数料となっています。

◎西森(美)委員 そうすると、1つのプロジェクトで200万円というプロジェクトを考えた場合には、トータルでは手数料の分も込みで220万円の寄附を募らなくてはならないということなんですか。きちんと説明していただいくことが大事だと思うので、その詳細をお示してください。

◎並村高等学校課長 各学校が必要とする額に対しまして、先ほど申しました手数料を加算したものが目標額という形になります。

◎西森(美)委員 6つのプロジェクトで200万円の上限だったら、20%ぐらいの手数料を含めて1,440万円、それプラスで上ぶれの分を含めての1,517万円という理解でいいでしょうか。

◎並村高等学校課長 先ほど上ぶれ額と申しましたが、上ぶれ額はございませんで、目標額が事業費に0.791分の1を掛けたものになっております。失礼しました。

◎西森(美)委員 民間ポータルサイトの20%の手数料が高いか安いかは別の問題として、今、県で使われている既存のものを使われるということなので、活用しながらやるのだと思います。ほかの県では、こういった教育の関係のクラウドファンディングに関しては、県でやるのでこの手数料の20%は上乘せをしないという事例もありますので、ひとつ御参考に提示をしておきたいと思います。

これは、12月に向けて実施されて、もし目標額に達成しなかった場合はどのように対応されるんですか。

◎並村高等学校課長 目標額に達しなかった場合には、このプロジェクトは不成立となりますので、寄附金はいただかない形になります。

◎西森(美)委員 ということは、寄附をしていただいくかどうかというお考え、予定を募って、その金額が目標に達しなかったら不成立ですということで、その方々には寄附を控えていただく考え方なんですか。

◎並村高等学校課長 おっしゃるとおり、いきなり寄附をお願いするのではなくて、寄附の意思を確認させていただいて、目標金額に達すればプロジェクトが始まる形になります。成立した後に寄附金を募る形になりますので、不成立の場合は、そもそも寄附金をいただかない形になるということです。

◎西森(美)委員 8月から周知をされて、学校サイドからも県内・県外の寄附者を募るためにやられて、目標に達成しなかったら、その志を持った方は寄附ができないと。だからこそ逆に言うと、きちんと目標額に到達するように、学校サイドからも県サイドからもしっかり周知をしていくこと、努力をしていただくこと、魅力的なプランをつくっていた

だくことが何よりも大事だと思います。不成立になることも考えられるということで、しっかり周知をしていただき、目標をクリアしていただくということで、お力添えをいただきたいと思います。

寄附として達成したとすると、この予算に組まれた1,517万円のうち寄附で賄う分は寄附者からいただくことになると思うので、県の予算は今回補正で計上していますけど、不用になるものも出てくると思うんです。その場合は、減額補正なりされるような方向なんですか。

◎並村高等学校課長 まず、目標額の設定につきましても、しっかりと学校と相談をしながら目標額が達成できるように、学校とともに県教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいります。また、寄附をしていただける方にも、不成立になる場合もありますということはしっかりと周知をしていきたいと思っております。

また、プロジェクトが不成立等になりましたら、減額補正等で対応させていただければと思っております。

◎西森（美）委員 目標を達成したとしても、寄附を募っていますので、不用になると思うんです。その分が、例えば12月議会には間に合わなかった場合に、2月の補正になると、かなり間際というか。個人的には、こういう予算の計上の仕方が一つの手法としてあるとは思いますが、寄附を募って、それを一旦見込みの額を予算に上げて、最終的には補正して減額するのが明らかなのであれば、もう少し前倒しでやったほうが県の財源を有効に活用する意味では大事な視点ではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎並村高等学校課長 今後、各学校から事業計画等が出てきますので、それに見合った金額に応じて、適宜、12月を待たずでもできることがありましたら、早めに減額補正等対応していきたいと思っております。

◎西森（美）委員 この事業が効果的に執行されるがための審査でもありますので、その部分につきましては、寄附者の方にも学校サイドについても、丁寧な説明と周知をお願いしたいと思います。

◎細木委員 意思をまず確認して、それから寄附額を募るという辺りが分かりにくかったんですが、普通だとカード決済などでぱっと引き落とされるじゃないですか。どんな制度になっているんですか。

◎並村高等学校課長 もし仮に不成立となりましたら、事前に寄附を募っておりますと返金という作業が関わってきます。そういったことを避けるためにも、まずは意思を御確認した上で、目標額に到達すれば成立してプロジェクトが進む。そこから寄附をいただく形を取らせていただいております。

◎細木委員 この限られた1年間のスケジュールで、そういう手順を踏んでいくのはなかなか厳しいなと思うんですけど、未達成の場合でも寄附を募れるクラウドファンディング

のやり方もあるじゃないですか。未達成の場合も集まった分は全部寄附として扱うという。それを採用しなかったのはどうしてなのでしょう。

◎小笠原教育次長（総括） 委員御指摘のとおり、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングは様々なやり方があるかと思います。今回、教育委員会で取っております手法は、昨年度からNPOを対象とした補助金ということで、同じように上限200万円、下限50万円という形でプロジェクトが成立した場合のみ寄附をいただく。それを県の歳入として受け入れて、それで補助をするというスキームは、まずNPOの取組としてスタートされたところです。今回の学校のプロジェクトについても、そのスキームに準じた形で、今年度初めて県立学校を対象に取り組もうとしているものでございます。

一方で、委員から御指摘のあったような形で、プロジェクトが成立しなくても寄附をいただくやり方もあるかと思うんですけども、今回の我々のプロジェクトというのが、一つは基本的な取組にプラスアルファの魅力化の取組を応援しようというものです。そのプラスアルファの部分にも着目をして、成立するかどうかによって、寄附の受入れもしようかという一つの手法として、そういうところを選択した経緯がございます。

◎細木委員 未達成の場合は返金だけど、すごくいいプロジェクトなので応援したいということで500万円集まったとします。その場合はどうなるんですか。

◎小笠原教育次長（総括） 500万円を寄附として頂戴して、それでまたプロジェクトをもう少し充実したものにするとかといったやり方もあるかと思います。200万円をオーバーしたからそれを流すことは想定しておりません。

◎細木委員 プロジェクトで200万円をオーバーして集まったとしても、学校に対して200万円しか交付はしないということですか。

◎並村高等学校課長 想定額を上回る御寄附をいただいた場合は、計画そのものを見直していただいて、執行できるようにしていければと思っております。

◎細木委員 スケジュール的には、プロジェクトが成立したとして、最速で考えて、各学校にいつ交付されるんでしょうか。

◎並村高等学校課長 寄附の募集期間が10日から59日の期間で設定されております。1か月ないし2か月の期間設定が一般的になりますけれど、そういった形でスケジュール感を持って進めていければと思っております。

◎細木委員 それで、そこからまた意思確認をした上で、お金をもらうじゃないですか。成功したプロジェクトのお金は各学校へいつ交付されるんですか。

◎並村高等学校課長 募集期間の終了後、成立を確認した後、速やかに交付をする形になります。

◎大石委員 確認なんですけれども、これは返礼はなしということでいいんですね。

◎並村高等学校課長 いわゆる返礼品は考えておりません。ただ御寄附いただいた方にお

手紙を出すといったことは可能だと考えております。

◎大石委員 それと、高等学校課と特別支援教育課で合わせて約1,800万円の予算だと思うんですけど、これに未だ入っていないけれども、受け入れるふるさと納税のお金も見越して入っているということですか。それとも、それは全く別ですか。

◎並村高等学校課長 寄附としていただける額で見込んだ額となっております。

◎金岡委員 対象事業者は、高知県内の県立学校、中学校・高等学校で東部・中部・西部から各2プロジェクト程度と書かれておりますけど、何か学校が見えるような気がするんですが、そういう縛りは一切ないという形でいいんですか。

◎並村高等学校課長 目安としましては、このような記載をしておりますけれども、実際に手を挙げる学校がこの予算に見合う範囲であれば推進していきたいと思っております。

◎金岡委員 高知県内県立学校とありますので、これが前提なんですか。

◎並村高等学校課長 そうでございます。

◎金岡委員 そうすると、中学校と書かれていますので、もし中学校が手を挙げるとすれば、市町村立の中学校は入らないということですね。

◎並村高等学校課長 今回は県立学校を想定しておりますので、県立中学校のみとなります。

◎金岡委員 そしたら、おのずと学校が想定されると考えてよろしいわけですね。

◎並村高等学校課長 県内にあります全ての県立学校が対象となります。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎三石委員長 次に、特別支援教育課を行います。

◎板橋特別支援教育課長 特別支援教育課の6月補正予算について御説明させていただきます。特別支援教育課の説明資料1ページを御覧ください。

6月補正予算の歳出について、今回の補正予算は、令和6年度高知県プロジェクト型ふるさと母校応援事業につきまして、252万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。先ほど高等学校課より御説明させていただきましたとおり、ふるさと納税の寄附金を活用しまして、県立特別支援学校への支援を募るものでございます。県立特別支援学校では、全体で1プロジェクト程度の提案があると見込んでおりました。想定されるプロジェクトとしましては、クラブ活動や余暇活動の充実のための備品購入等の提案を見込んでおります。

特別支援教育からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、教育委員会から5件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、豊後水道地震による清水高等学校新築工事への影響について、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 当課からは、豊後水道地震による清水高等学校新築工事への影響について御報告させていただきます。お手元の資料をお願いします。

現在、清水高等学校は、高台移転に伴う校舎棟などの新築工事を進めております。今回の事案概要につきましては、4月17日23時14分に発生した地震、震度4により、建築中の校舎棟の第3工区3階の壁と4階の床に数か所の軽微なひび割れが発生したものです。この被害が発生した箇所は、地震が発生した日中にコンクリートを打設、流し込んだ箇所でありまして、そのコンクリートが固まり切らない段階で被災したものです。

次に、これまでの対応でございます。地震翌日の4月18日に被害の状況を確認いたしました。通常、この程度のひび割れであれば建物の耐震性などに問題はないところですが、先ほど申し上げましたとおり、地震の発生がコンクリートを打設した当日の夜であったため、コンクリート内部の調査が必要と判断し、当該被害箇所について工事を部分中止しております。

その後、5月2日から17日まで、県建築課と施工業者による詳細な現地調査を複数回実施いたしました。さらに、建物の安全性をしっかりと確認するために、専門機関であります一般財団法人日本建築総合試験所に、5月31日までに県の調査結果等をまとめた資料を提出し、部分補修の対応で耐震性に問題ないかについて検証を依頼しているところです。この結果につきましては、7月上旬に結果が判明する予定となっております。

今後の対応につきましては、先ほど申し上げましたとおり、専門機関の検証により校舎棟の安全性が確認され次第、速やかに被害箇所の補修を行った上で、中止箇所の工事を再開することを予定しております。当初、校舎棟につきましては10月27日までを工期としておりましたが、これまでの対応及び今後の被害箇所の工事等やその他の工事により、工事全体の完成は令和7年2月下旬となる見込みとなっております。

今後、専門機関の検証結果を基に、変更後の工期と金額について積算を行い、施工業者と協議し、決定していくこととなります。詳細につきましては、改めて報告させていただきます。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 増額変更が予定されているということなんですけど、こういう災害によって影響が出た場合は、施工業者は保険に入っていたりという対応は今後可能なんでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 増額になる分につきましては、今回の補修というよりも、工期が延びた分によるものになります。委員おっしゃるとおり、今回の補修に関する部分については保険があるんですけども、地震に係る分の保険には入っておりませんでしたので、ここは業者負担で一定のものを負担していただいて、それを超えるものについては県で補償していくといったやり方になります。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

次に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 教職員による不祥事が続いて発生しており、大変申し訳ございません。5月20日に懲戒処分を行いました事案について御説明させていただきます。

高知県教育委員会は、公金等の不適切な取扱いを行った県中央部の公立小学校事務職員に対し、令和6年5月20日付けで減給10分の2、12月の懲戒処分を行いました。

概要につきまして御説明させていただきます。当該公立小学校主査は、令和5年10月16日、市町村教育委員会から振り込まれた就学援助費を引き出し、業者への支払い用銀行口座に入金しようとしたのですが、持参した入金用紙の記入に誤りがあったため、学校に持ち帰りました。同主査は、持ち帰った現金をそのまま学校に置いておくと入金できていないことを管理職から指導されると考え、全額を自宅に持ち帰りました。

その後、市町村教育委員会から就学援助費等の振込は5回行われましたが、同主査は全て自宅へ持ち帰り、10月16日に持ち帰った分も含めて総額38万8,960円の公金を自宅で保管していました。

一方、同主査が公金を自宅へ持ち帰ったことで、9月以降、業者への支払いが全くできておらず、同主査は令和6年1月16日、他会計で集金した準公金を流用し、業者への支払いを行いました。また、2月20日にも同様に、他会計で集金した準公金を流用し、業者への支払いを行いました。

1月23日、同主査は、保護者及び教職員から集めた準公金を引き出し、業者への支払い用口座に振り込もうとしたのですが、通帳を学校に忘れていたため学校に持ち帰り、施錠ができる書庫に保管しました。

1月30日、友人から旅行の誘いを受けていた同主査は、書庫に保管した準公金の中から13万9,010円を旅行費用に充てようとして自宅へ持ち帰りました。ただし、同主査は、旅行に行かなかったため、持ち出した準公金を私的に使用することはありませんでした。

2月22日、当該市町村教育委員会の共同学校事務室職員による徴収金の確認、点検作業により、同主査の不適切な事務処理が発覚し、同主査は自宅へ持ち帰っていた現金を全て校長に返金しました。

事案発覚後、同主査はてんまつ書の中で、1月27日から2月18日までの間に合計7回、自宅で保管していた総額52万7,970円の公金、準公金の中から、一時的に私的な食事代や携帯電話利用料として、合計3万9,595円分を支払いに使っていたことを明かしました。

以上が事案の概要となります。

県教育委員会としましては、昨年度、学校事務職員による不祥事の発生を受け、全ての市町村教育委員会を訪問し、管理職や共同学校事務室室長等に対して不祥事防止研修を行い、不祥事を起こさない組織体制について協議を行いました。これを受け、当該市町村教育委員会は、共同学校事務室のチェック機能を強化したことで、今回の不適切な事務処理が発覚しました。

今後は、事務処理にかかる管理職の適切なマネジメントの在り方について検討し、各市町村及び各校に周知を図っていくことで、不祥事の防止につなげ、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 この準公金の品目は何ですか。

◎蛭子小中学校課長 給食費でございます。

◎細木委員 全国的な流れでは、学校の先生の負担にしないようにということで、給食費については公会計にする取組が広がっていますが、そういう公会計にしていたら、こういう事案も発生しなかった可能性も大いにあると思うんです。県教育委員会としては、公会計化に向けての検討状況とか、県内はどのような状況になっているのかを教えてください。

◎蛭子小中学校課長 公会計化につきましては、これまでも各市町村に対して働きかけ等は行ってきているところですが、それぞれの市町村において取扱い等が違ってまいりますので、なかなか全てとはなっていない状況がございます。なお、そういう状況にあって、不適切な事務処理が行われないような事務の取扱いができますように、事務職員、あるいは管理職等に働きかけを行っているところでございます。

◎細木委員 働き方改革の面でも、そういうことは迅速に進めていかないといけないと思いますけど、教育長はどのように思っていますか。

◎長岡教育長 教育長会等におきましても、給食費等の公会計化については、ぜひ前を向いてやっていただきたいというお話もしているところです。これについては、各市町村で前向きに検討していただいているところだと考えております。

◎西森(美)委員 10月16日に就学援助費を引き出して、入金できずに自宅に持ち帰った。これが発覚したのが2月22日ということで、毎月チェックが行われていると思っているんですけど、発覚するまでにこんなに時間がかかる会計の仕組みにしていることに、もちろん問題があると認識されていると思うんですけど。今までにも同じような件があったときに、どう整理されていたのか教えてください。

◎蛭子小中学校課長 今回の事案につきましては、毎月の引き落としは、校長が決裁をして引き落としている状況でした。ただ、入金することにつきまして、細かくチェックするところできていなかった状況です。今回の市町村については、年度末で1回チェックする、通帳と合わせるという取決めをしておりましたので、ここまで発覚に時間がかかったものでございます。

◎西森(美)委員 こういう問題が起きたときに、これはどうなっていたんだと後で言うのは簡単だと思うんですけど。10月に入金ができなくて持ち帰ってしまったことが、もっと早くに分かっていれば、ここまで大きな金額を何回にもわたって持ち帰り、また、個人で使うことが未然に防げたのかもしれないと思うと、個人の責任ももちろんですけど、体制を本当に強化していただかなくては。同じような事例がずっと報告されるようなことは、もう止めていただかなくてはいけないと思います。教育長、お願いします。

◎長岡教育長 委員おっしゃるとおり、これは仕組みというか、システムにやはり問題があったと思います。例えば、管理職が毎月出納をチェックするシステムができていれば、こうはなっていなかったと思います。

そういったところについては、市町村を通して、半期に1回の調査だけではいけないだろうという話もして、市町村においてそこは徹底するように指導をしていただいていると思います。

◎蛭子小中学校課長 先ほどの私の発言で、通帳からの引き落としという発言をしましたが、訂正させていただきます。正確には、お金を引き出したということでございます。失礼しました。

◎三石委員長 以上で、小中学校課を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課 資料1ページを御覧ください。非強制徴収債権の放棄について御報告させていただきます。

令和5年度に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づきまして、高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子に係る債権を1件放棄いたしました。

債権放棄しました事案の概要について、ページの上部の枠囲みを御覧ください。金額は20万8,100円、うち延滞利子17万2,100円でございます。

債権放棄事由は、条例第14条第2項第1号で、ページ中ほどの条例抜粋の下線部のとお

り、消滅時効の期間が経過したもので、放棄の対象となる500万円以下であり、かつ取立てに要する費用に満たない少額債権であるためです。

債権放棄の背景について御説明させていただきます。1 債権整理に向けた取組を御覧ください。まず、(1) 高知県債権管理条例の制定にありますように、平成29年度から県条例第14条に定めた一定の要件の下で債権放棄が可能になっております。また、この条例抜粋の下に米印がございますけれども、債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告することとなっております。

(2) 全庁的な取組についてでございます。債権管理条例の制定後は、税外未収金の取組方針として、回収の見込みのない債権については、条例に基づき債権放棄を推進することとなっており、令和5年度の取組方針におきましても、回収の見込みのない債権については、県条例に基づき債権放棄を推進することとなっております。

次に、資料2ページの2令和5年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。高等学校等奨学金は、高等学校等において経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与するもので、原則、貸与期間が終了した半年後から返還を開始します。

当該債務者は、平成14年4月から平成15年3月までの間に計14万4,000円の貸与を受け、平成15年10月から月額2,000円の返還を開始し、計10万8,000円の納付がございました。令和3年11月の入金を最後に返還が滞り、奨学金元金3万6,000円及び延滞利子17万2,100円が未納のまま、消滅時効の期間が経過したものです。

この間の債権回収の取組としまして、文書催告、電話、臨戸訪問により、再三の催告を行いました。入金が続かず、弁護士委託も行いましたが、反応なし、任意回収困難との意見を付され、委託を終了しております。その後も催告を続けておりましたが、連帯保証人である母が令和2年1月に死亡し、相続人全員が相続放棄していることが、令和4年9月26日に確認されました。

再三の催告にも反応がなく、これ以上の回収が見込めないこと、また、少額債権であることから、令和6年2月15日に開催された令和5年度第1回高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会において、県条例第14条第2項第1号に基づく放棄案件として報告を行いました。同部会での審議の結果、県条例第14条第2項第1号に規定する放棄要件を満たすことが確認され、奨学金元金3万6,000円、延滞利子17万2,100円、計20万8,100円を令和6年3月29日付で債権放棄し、令和6年5月15日付で収入調定済みであった奨学金元金3万6,000円の不納欠損処理を行いました。

最後に、3未収金債権に対する今後の取組を御覧ください。今後も債権者及び連帯保証人への文書や電話による納付指導等を行うほか、債権回収の強化策としまして、回収困難な案件に係る債権回収業務を弁護士に委託して、未収金債権のさらなる回収に取り組んでまいりたいと考えております。

非強制徴収債権の放棄については以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 元金は3万6,000円ということで、すごく大変なものじゃないと思うけど、延滞利息がかなり高額になっています。いろんな規則などで延滞利息については、要件に合ったら減免する条項があるものもあると思うんですけど、今回働きかけをする中で、延滞利息については減免できるような条件とかはなかったんでしょうか。

◎並村高等学校課 延滞利子につきましては、特にそういったものは設けておりません。といいますのは、この返還いただきましたお金が次の奨学生に対する原資となることもあり、回収に向けた強制力といったものを持たせるためにも、一定延滞利子がかかるような仕組みになっております。

◎細木委員 不納欠損を出さないためにも、延滞利子をちょっと抑えていくような取組をやっている自治体もあると思うんです。払える意思がありながらも、延滞利子が高過ぎてなかなか払えなかったという背景もありはしないかと思うので、不納欠損を出さないために、いろいろ検討していただきたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

続いて、個人情報の不適切な取扱い事案について、高等学校課から説明を求めます。

◎並村高等学校課長 それでは、引き続きまして県立高等学校における個人情報の不適切な取扱い事案2件について説明させていただきます。資料4ページを御覧ください。

まず1件目は、県立高知東工業高等学校において、生徒Aの保護者に送付すべきPTA会費等諸会費の納付書を誤って生徒Bの保護者に送付したものでございます。

事案発覚の経緯及び対応状況については、令和6年5月9日木曜日に生徒Bの保護者から学校に連絡があり、誤送付が発覚しました。同日夜、学校長が生徒Bの保護者に会い、謝罪の上、経緯を説明して納付書等を回収いたしました。また、令和6年5月11日土曜日には、学校長、事務長、事務職員が生徒Aの保護者に謝罪を行いました。

次に、5ページを御覧ください。2件目は県立岡豊高等学校の校内において、生徒の氏名や授業の出欠、テストの点数等の個人情報が記載された教務手帳を紛失したものでございます。

事案発覚の経緯及び対応状況については、令和6年6月6日木曜日、職員室で成績入力のために教務手帳を確認しようとして紛失に気がつき、職員室や当日使用した教室などを検索しましたが見つからず、翌日、管理職に報告するとともに、校内の全教職員に周知して検索しました。その後、令和6年6月10日月曜日、学校長は教職員に対し、教務手帳の確認を再度指示しております。また、県教育委員会事務局は、事案を把握した当日に国の個人情報保護委員会に事案の概要を報告しました。

令和6年6月11日火曜日、学校長は教職員に対してさらに確認を指示し、校内を探索す

るとともに、各自の机や荷物等に教務手帳が紛れていないか生徒の皆さんにも確認してもらいましたが、現在のところ発見には至っておりません。引き続き検索を続けるよう指示しております。

個人情報の紛失や漏えいは、生徒や保護者の人権を傷つけ、また財産を害することにつながるものであり、県民の皆様の学校に対する信頼を著しく損なうことにもなるため、その管理や取扱いは厳格に行われるべきものです。県教育委員会では、再発防止に向け、全ての県立学校長に対し、個人情報を含む書類等を厳格に管理すること、送付に当たっては必ず複数名でチェックを行うことなどを一層徹底するよう求めているところです。

また、教務手帳のように県立学校で取り扱うものについて、その保管方法や職員室から持ち出す際のルール等について、改めて徹底されるよう周知を行います。各学校においては、不祥事防止委員会等において、個人情報の取扱いについて再度話し合い、個人情報を含む文書等の取扱いマニュアルを見直すなど、実効性のあるものとなるよう徹底してまいります。

高等学校からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎山中人権教育・児童生徒課長 令和5年度に高知県債権管理条例に基づき非強制徴収債権の放棄を行いましたので御報告させていただきます。資料の1ページを御覧ください。

令和5年度に債権放棄を行いました債権の一覧でございます。高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権2件の放棄を行いました。案件の説明の前に、当課が所管する債権の概要について説明いたします。

1 地域改善対策特定事業等の概要を御覧ください。当課が所管する債権は、地域改善対策奨学資金貸付金の返還金です。この奨学金は、地域改善対策特定事業としまして、同和問題を背景に、高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な方に対する支援措置として、昭和33年度から開始されました。その後、根拠法令の変遷とともに制度も貸与から給付、再び貸与などに変更されてきました。変遷の4にある地域改善対策奨学資金（新法）の貸与制度が、地対財特法の失効により平成13年度末をもって終了し、経過措置を経て平成18年度で全ての貸与が終了しており、現在は返還金の回収業務のみを行っております。

時効が経過していない債権につきましては催告等の回収業務を継続し、時効が経過している債権を対象に債権放棄に向けた整理に取り組んでおります。回収業務は、督促や定期

的な催告を行いまして、債務者の御事情も伺いながら、分割納付や免除等の案内を行っております。このうち回収が困難と判断される案件は、弁護士への委託を進めております。また、時効が経過している債権を対象に、回収が極めて困難であると判断される案件で、債権放棄の要件を満たしている場合は、債権管理推進部会の審査を経て債権放棄を行います。

2 債権管理に向けた取組の（1）高知県債権管理条例の制定を御覧ください。

本来、債権放棄は議決事項とされていますが、高知県債権管理条例の施行により、非強制徴収債権については、一定の要件を満たす場合に専決処分による債権放棄が可能となりました。今回の債権放棄は、条例第14条第2項第1号の下線部分に規定されている要件に基づき行ったものです。また、債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告することとなっております。

2 ページを御覧ください。（2）全庁的な取組に記載しておりますとおり、この条例の施行により、時効期間が経過している債権について、全庁的に債権整理に取り組んでいくこととなっております。

3 令和5年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。今回放棄した案件2件の債権について御説明いたします。いずれも高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金で、自主退学等の理由により制度の要件に該当しなくなったため、既に貸与済みであった奨学資金の一部について戻入の必要が生じたものです。

放棄案件1は、平成12年に貸与を開始しましたが、貸与期間中の平成15年1月に退学したため、既に貸付け済みであった5万6,000円について戻入の必要が生じたもので、返納されないまま平成25年に消滅時効期間が満了しておりました。債権放棄の検討に当たり、債務者の所在調査を行い、主債務者並びに連帯保証人等に対して催告等の回収努力を行いましたが、全員から支払いが困難である旨の回答を受けております。放棄案件2につきましても、同様の事案となっております。

これ以上の回収業務は費用対効果に乏しいと判断されたため、税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和6年3月29日付で債権放棄を行い、5月14日付で不納欠損処理を行いました。

4の未収金債権の削減に向けた今後の取組を御覧ください。この奨学金の未収金に係る今後の取組ですが、引き続き、時効が経過していない債権につきましても、定期的な催告や債権回収を弁護士委託するなど未収金債権の削減に取り組んでまいります。あわせて、時効が経過している債権につきましても、同様に催告等を行うとともに、回収が困難と判断された案件につきましてもは債権放棄に向けた検討を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時3分～13時9分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎三石委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎高清水警察本部長 それでは、警察本部提出の第9号議案、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明を申し上げます。議案補足説明資料の2ページを御覧ください。

本議案は、国家公務員の特殊勤務手当を規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所またはその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給上限額を改定しようとするものでございます。詳細につきましては、警務部長から御説明申し上げます。

以上で私からの説明を終わります。

◎三石委員長 続いて、警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 私から、第9号警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。資料の3ページを御覧ください。

今回の改正理由につきましては、本年2月、国において、大規模災害時に災害警備、遭難救助等の作業に従事した職員に支給される手当額を増額する等の人事院規則の改正が行われたところ、人事院規則に準じて制定しております警察職員の給与に関する条例を改正し、同様の措置を講じようとするものであります。

資料中段の人事院規則の主な改正点と県条例上限額との関係を御覧ください。人事院規則の主な改正内容は表のとおりであり、改正点は主に2つでございます。

1点目は、大規模な災害時に災害警備等に従事した場合には、日額1,080円を支給できるようになりました。この改正により、当該作業が著しく危険であると認められる場合には、1,080円の倍額となる日額2,160円が支給できることとなりました。

2点目は、これまで適用がなかった夜間における作業に対する加算が適用されるようになりました。これにより、大規模災害時には日額1,620円を、それ以外の災害時には日額1,260円を支給できるようになりました。当県警においても国と同様の措置を講ずるべく、人事委員会規則等の改正を行うためには、条例に規定されております災害警備等作業手当の上限額を、現行の1,680円から2,160円に増額改定する改正が必要となるものでございます。

施行日につきましては、公布日施行とし、その上で令和6年能登半島地震に係る災害対応を対象とするため、本年1月1日から適用させることとしています。

私からの説明は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、警察本部より1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎肥本生活安全部長 令和6年度審議会等の開催結果について御説明いたします。審議会等の開催結果のページを御覧ください。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の令和6年度第1回理事会につきましては、5月8日に高知市役所4階特別応接室において開催され、桑名龍吾会長など8名により、令和6年度の正会員の会費、令和5年度事業報告及び収支決算、参与の選考、理事1名、監事1名の選任、令和6年度第1回（定時）総会及び第2回（臨時）理事会招集、令和6年度第1回（定時）総会決議文案について審議が行われました。全議案が可決・承認され決定されました。

次に、定時総会は5月27日に高知市役所6階会議室において開催され、桑名会長など46名により、令和5年度事業報告及び収支決算、理事1名、監事1名の選任、令和6年度正会員の会費、令和6年度事業計画案及び収支予算案、総会決議文案について審議が行われました。全議案が可決・承認され、議案等に関する質疑事項はございませんでした。

私からは以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《総合企画部》

◎三石委員長 次に、総合企画部について行います。

《報告事項》

◎三石委員長 総合企画部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

それでは、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松岡総合企画部長 当部からは報告事項が1件ございます。交通運輸政策課から、とさでん交通の令和5年度決算等について御報告させていただきます。詳細につきましては、交通運輸政策課長から説明をいたします。

次に、審議会の開催状況につきまして御報告いたします。総括説明資料の2ページの主な審議会等の状況を御覧ください。

まず、政策企画課所管の元気な未来創造戦略推進委員会につきましては、5月10日に本年度1回目の委員会を開催し、本県の人口の現状及び元気な未来創造戦略の取組について説明を行い、各委員よりそれぞれ専門分野の見地から御意見を賜りました。

同じく政策企画課所管の高知県若年人口の増加に向けた検討会につきましても、5月17日に第1回検討会を開催し、同様の説明を行い、御意見を賜りました。

私からの総括説明は以上であります。

◎三石委員長 それでは、とさでん交通の令和5年度決算等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎後藤交通運輸政策課長 私からは、とさでん交通の令和5年度決算等について御報告いたします。

とさでん交通の令和5年度業績及び収支改善策の進捗状況について、とさでん交通作成の資料で御説明させていただきます。4ページを御覧ください。

こちらは、とさでん交通が設立されました平成26年10月から令和5年度末までの業績推移を示したグラフとなっております。まず、会社全体の売上げを示す水色の棒グラフは、平成30年までは年間およそ57億円から59億円の売上げがありましたが、コロナ禍が本格化した令和2年度に約半分の28億円まで落ち込んだ後、徐々に回復しまして、一番右の令和5年度の売上げは約47億円まで回復しておりますものの、コロナ前までの数字には回復していない現状でございます。

また、会社の純損益を示す赤色の折れ線グラフでは、会社が設立された平成26年10月から平成30年度まで黒字でございましたが、コロナ禍の影響が出始めました令和2年3月が含まれます令和元年度決算以降、県境をまたいだ移動の制限やインバウンド需要の消失な

どにより、令和4年度まで4期連続の赤字となっております。一方、令和5年度につきましては、コロナの5類移行による観光客等の人流回復や経費削減等により、折れ線グラフの一番右側にありますとおり、純利益9,100万円と、5期・5年ぶりの黒字決算となっております。

次に、5ページを御覧ください。こちらの表は、会社の主要事業の業績をお示したものでございます。それぞれの項目の上の段、売上げにつきましては、令和4年度と比較しますと全体的に伸びており、特に上から3行目の高速バスについては、令和2年度から続く運休・減便対応から一定数の運行を再開したこともあり、約2億円の増加となっております。

それぞれの項目の下の段、営業損益につきましても、売上げと同様に全体的に改善傾向にあり、上から2行目の路線バスが約1億円の増益となったことや、その下の高速バス、貸切りバスがともに黒字転換となるなど、会社全体での営業損益は一番下の黄色の行のとおり、4億3,000万円の赤字ではありますものの、昨年度と比較しますと4億4,600万円の大幅な改善となっております。

続きまして、6ページの表、令和5年度業績（全社PL）を御覧ください。まず、表の中段やや下の赤字、本業の利益を示す営業損益につきましては、先ほどの説明のとおり、令和5年度は4億3,000万円の赤字となっておりますが、令和4年度の8億7,600万円の赤字から大幅に改善されており、令和元年度の5億600万円の赤字と比較しましても、7,600万円の改善ということで、経費削減といった経営努力の効果が出てきております。

特別利益12億4,600万円は、主に国、県、沿線市町からの補助金、給付金になります。特別利益のうち、路線バスの車両購入や路面電車の線路改良など施設整備に充当された補助金につきましては、減価償却の関係で同額がその下の特別損失にも計上されており、特別損失は7億2,500万円となっております。

一番下の当期純損益ですが、令和5年度は9,100万円の黒字で、5期・5年ぶりの黒字決算となっております。会社の中期経営計画では、令和6年度からの黒字化を目標としていたところ、1年前倒しで黒字化が達成できたものです。他方で、黒字化の大きな要因として、コロナ交付金を財源とした支援も含まれております。県としましても、引き続き、業況改善に向けて沿線市町と連携してまいりたいと考えております。

続きまして、7ページを御覧ください。会社の令和5年度決算のうち、主な事業を個別に御説明させていただきます。

左側の軌道事業は電車のことになりますけれども、一番上の営業収益は9億2,600万円で、一連の経費を差し引いた後の一番下の差引営業損益は1億100万円の赤字で、令和4年度の1億5,100万円の赤字と比較しますと5,000万円の改善となっております。

右側の路線バス事業の一番上の営業収益は8億2,500万円で、令和4年度から5,700万円

の増収となっております。一番下の差引営業損益は5億4,000万円の赤字と、令和4年度から約1億円改善しております。

8ページをお願いいたします。こちらの折れ線グラフは、軌道、路線バスの月別の利用者数の推移をお示ししたものです。令和5年度は、赤の点線でお示ししております。

まず、上段の軌道事業ですが、一番右の下の段、令和5年度の利用者数は476万人で、令和4年度と比べ10.5%の増、コロナ前の令和元年度との比較では11.1%の減となっております。コロナ前には及ばないものの、利用者数は回復傾向にあります。

下段の路線バス事業につきましても、一番左の下、令和5年度の利用者数は244万人で、令和4年度と比べ4.2%の増、コロナ前の令和元年度との比較では16.1%の減となっております。軌道事業と同様の傾向となっております。

9ページを御覧ください。高速バス事業と貸切りバス事業の令和5年度決算です。左側の高速バス事業の一番上の営業収益は6億9,100万円で、令和4年度から約2億円の増収となっておりますものの、令和元年度の10億7,300万円と比較しますと、いまだ6割程度となっております。一番下の差引営業損益は800万円の黒字となっており、コロナ後で初めて赤字が解消されております。

右側の貸切りバス事業の一番上の営業収益は4億8,700万円で、こちらも令和4年度と比べ増収となっておりますが、令和元年度の5億3,400万円までは回復していない状況となっております。一連の経費を差し引いた後の差引営業損益は4,900万円の黒字となっており、こちらにつきましてもコロナ後で初めて赤字が解消されております。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらの表は、中期経営計画に位置づけられました収支改善策の進捗状況となっております。特に上から6行目の高速バス運賃値上げ・カレンダー運賃導入や、その下の貸切りバスについては乗合バスの貸切り流用などで、計画額を大きく上回る効果を上げるなど、ほぼ全ての施策が計画以上の効果を上げており、表の一番下の緑の部分のとおり、計画額1億440万円に対し、実績が1億7,760万円となっております。

11ページを御覧ください。この表は、10ページ以外に会社が追加で取り組む収支改善策となっております。こちらにつきましても、下から4行目の電車・バス広告の販売強化など計画額を大きく上回る効果を上げており、計画額9,280万円に対し、実績が1億4,350万円で、先ほどの中期経営計画に位置づけられました収支改善策と合わせて、表の一番下の薄緑の部分のとおり、計画額1億9,720万円に対し、実績が3億2,110万円と大きな効果を上げております。

資料に記載はありませんが、とさでん交通はコロナ禍の運転資金確保のため、令和2年度に16億6,000万円の借入れを行っており、昨年度から返済も開始をしております。県といたしましては、借入金の返済を含め、会社の経営安定に向けて沿線市町との連携を密にし

てまいりますほか、運転手の確保にも、とさでん交通と連携してしっかりと取り組んでまいります。また、国に対しては、公共交通に対する支援制度の拡充、改善を引き続き求め、県民の皆様の移動手段の確保を図ってまいります。

御報告は以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎大石委員 一応4,900万円の黒字ということですが、中身を見るとなかなか苦しい中でよく頑張られたと思います。ポイントを見ると人件費と仕業の削減でちょうど4,900万円で、まさに身を削って何とか黒字の決算にしていることが見て取れるわけです。令和元年に比べてもまだ回復していない中で、とさでん交通の本当に血のにじむような努力が見える決算書だと思います。人件費や仕業の削減が一つの柱になっているわけですが、一方で、処遇の問題は長らく課題になってきていますし、さらに運転士不足の中で、新規に募集しようとしてもなかなか今の処遇では来ないというジレンマもあるわけで、この辺りについてどうお考えか、まずお伺いしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 おっしゃるとおり、運転士不足の状況の改善は必要と考えておりまして、運転士を確保するためには、処遇の改善が大きな柱になるかと思っています。処遇改善といいますと、賃金の部分と実態として長時間の拘束といったところがございますので、長時間の拘束につきましては、とさでん交通で工夫といいますか、検討していただくことになろうかと思っています。

賃金につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、バス事業、電車事業ともに赤字が大きいということになってまいりますので、とさでん交通としてはなかなか処遇の改善が難しいというお話を聞いております。県としましては、今年度、バスの運行に係るキロ当たりの補助を、これまでは四国の平均の340円の単価でしたけれども、全国平均の470円まで引き上げて、そういった赤字部分の圧縮のところでも県でも支援を強化しているところでございます。

引き続き、そういったところの効果も見ながら検討を進めたいと思っております。加えて、運転士の確保の点では、今年度、県外から移住して事業者就職された場合に引越費用の支援といった形で支援も強化をしている状況ですので、引き続き人材確保に支援してまいりたいと考えております。

◎大石委員 とさでん交通のいわゆる人件費ですが、特に運転部門の皆さんの給与が全国と同じような事業者、あるいは四国の事業者の平均と比べて、どういう水準にあるのかをお伺いしたいと思います。

◎後藤交通運輸政策課長 初任給で言いますと、路線バスの初任給は、18万4,200円に路線バスの手当といった形で月1万4,000円が上乘せされており、合計19万8,200円でございます。他県の状況は、伊予鉄道では、諸手当を含む形になっておりますので具体的に初任給

ではちょっと分かりづらいんですけども、23万円。高松琴平電気鉄道では、諸手当が含まれますけれども、25万円程度という状況でございます。徳島バスは19万4,000円プラス諸手当とお聞きしております。

◎大石委員 今、四国との比較でございますけれども、それと比べても非常に厳しい面は直視しないといけないんじゃないかと思えます。四国と比較してもそれだけ差があるということは、全国と比較したら、恐らくもっと差があると思えますし、同一労働同一賃金みたいな考え方もありますけど、同じようにお客様の命を背負って動いている皆さんに対する報酬がなかなか厳しい状況にあるということです。それに対する対応策も少しお話をいただきましたけれども、やはり抜本的に、そもそもとさでん交通はという言い方をされるのはもちろん企業ですから仕方ないと思えます。

ただ一方で、では株主は誰なのかと考えたときに、高知県の果たす役割は非常に大きいのではないかと思います。県財政も大変厳しいことも十分承知はしていますけれども、この公共交通自体をどうしていくのかといったときに、せつかく売上げを上げて改善をしても、そのお金がなかなか処遇改善に回せないという会社側のジレンマも、恐らく現場としてはあるように思うんです。昔は上下分離も考えてみたらどうかとか、いろんな抜本的な検討を進めないといけないというふうな、何となく危機感がもう少しあったように思います。今は何となく、とにかく単年の黒字、決算上の黒字を目指してとにかくやっていくというように少し見えてしまうと言いますか。本当にこの10年、20年先のとさでん交通というのは、高知県の公共交通をどうするかと一体の話ですから、そこをどう考えるかをもう少し掘り下げて、ぜひ議論をしていただきたいと思えます。

今から人を雇っても、一人前になるには先輩たちに教えてもらわないといけないとか、いろんなノウハウの継承もあろうかと思えますし、昨今、日本全体の安全意識がおかしくなっているんじゃないかということもあります。命を守って運転をする人たちのことについて、もう少しいろんな会社全体のことについても考えていただきたいと思うんです。今後、とさでん交通側との折衝も含めて、全体的にどう考えていくのかというのは、今のままでいいのかなという気がするんですけど、その辺りはどうでしょうか。

◎松岡総合企画部長 御指摘はごもっともだと思っております。人件費というか、賃金がまず上がらないと人は来ないのは当たり前です。相対的にかなり低い賃金で皆さんが頑張られているのはよく分かる一方で、例えば抜本的な支援、人件費まで出しますかとなると、県内でも厳しい企業や農業の方とかはたくさんいますので、そことどう整合性を取っていきますかという大きな議論も必要だと思っております。

そういった中で、先ほどの10年先、20年先を見据えてというお話は、我々も4月から知事ともそういった話をしていて、知事からそういう指示を受けております。今は中期計画を立ててやっているのですが、まずはそれをしっかり達成するようにやっていくべきであり、

その検証から始めていくんですけど、とさでん交通本体もそうですし、沿線の市町の意向も聞きながら、10年、20年先に安心して県民の方に、大丈夫この部分は使えるよということを示していきたいところがあります。今日の時点で、具体的な手法はなかなか御披露できる状況にはないんですけど、今の御指摘はごもっともということで、我々としても、しっかりと関係者のお話を聞いてやっていきたいと思っています。

既にとさでん交通と高知市には直接行って、それぞれがどういう見込みをお持ちなのか、今後どうしていきたいのかの調整もしていきまして、今後どういう戦略を行っていくかについて、しっかりと考えていきたいと思っております。

◎大石委員 これまで、いろんな御努力を県も一緒になってされてきて、人員削減、路線の間引き、仕業削減というカットカットでずっと来ていて、これも大事なことではあるんですけども、そういう中で経営がずっと不安定ということは、社内の雰囲気も前向きな提案とか出てこないんじゃないかと思えます。経営の安定、処遇の安定が、必ず次の前向きな話につながってくるのではと思いますので、ぜひ、そういった前向きな検討ができるような体制をつくっていただけたらと思います。

◎細木委員 本会議で岡田議員が質問したエリア一括協定運行事業については、今年から創設されて、松本市が導入されています。答弁するに当たっていろいろ調べられたと思うんですけど、具体的に、どのようにエリアを再編して、交通事業者と調整をしたのかを後学のために教えてください。松本市ではどんな取組をされているのでしょうか。

◎後藤交通運輸政策課長 松本市の実際の今の状況をお伺いはしているんですけども、進め方といったところまでまだ聞き取りができていない状況でございます。ただ、地域の住民の方々と相当程度の協議をしながらという話はお聞きしております。

◎松岡総合企画部長 補足します。問合せをしたときに、もともと松本市は3年ぐらいかけて地域でそういう議論をしていて、そこに国の制度ができたので、それに乗ったみたいなお感じのようです。短時間でということではなしに、しっかりと関係者の皆さんと合意をつくりながら、どういうふうにしていくかを積み上げていったようです。

◎細木委員 今回、トーマン団地線が廃止するとか、いろいろ住民と話し合いをする中で、デメリットも多分出たと思います。高知で導入するとしたら、そこをどうやって調整しながら、国の事業も使ってとさでん交通を応援するかになると思うので、前向きに検討するのであれば、そういう住民との対話の準備を進めてほしいと思います。

それと、大石委員からあったように、運転士不足に対して応援するにしても、いろんなところも大変なのはもちろん分かるんですけど、とさでん交通を含めて交通事業者が果たす役割は、移動権の保障の点では大事になると思うんです。その点で、公共交通の果たすクロスセクター効果ってあるじゃないですか。ただ乗って、お金払って、それを補助するだけじゃなく、福祉的な面でも介護予防になるとか、そういう多面的な役割を交通事業者

は果たしていると思うんですけど、とさでん交通に対するクロスセクター効果の分析みたいなことをやったことはあるのか教えてください。

◎後藤交通運輸政策課長 平成二十何年かに実施したことはあります。

◎細木委員 税金をどう使っていくかの一つの根拠になると思います。もう大分時が過ぎてしまったので、さらに高齢化とかいろいろ進展していますので、もう1回評価することも検討していただきたいと思います。

◎横山委員 数年前に伊野線が半減して、そのときに私も議会で質問させてもらって、運転士不足が一番の原因だということで、それはもう仕方がないことではあるんですけど。それから町民が使い勝手とか利便性が半減したという声も多くて、先ほど課長と部長の説明の中にもあった沿線市町としっかり連携してというのが本当に大事なことなんだろうと思うんです。

コロナが明けて、ここからどのように、また新たに沿線市町と連携して、とさでん交通の持続可能性をしっかりと高めていくか。どのような形で、どのような議論で進めていきたいのかを教えてください。

◎後藤交通運輸政策課長 意見交換会の形で、特にこれまでは予算の確保といったところで、毎年複数回の協議をしております。そういった機会に加えて、今回のとさでん交通の路線再編も踏まえて、今後どういった姿を目指していくかも含めて、意見交換をさせていただきたいと考えております。

◎横山委員 特別利益の中に入っている分で市町からお金を出しているということで、やっぱり町も市もしっかり意見を、自分たちのまちづくりにどう生かしていきたいのか、自分たちの町民・市民の足としてどう使っていきたいのかをぜひ積極的に言ってもらって、それをしっかり会社に伝えていく。

また、運転士不足の問題も常に県議会では議論されていますけれども、自分たちの町民・市民の足を守る意味では、沿線市町も決して他人事ではなくて、どんなふうに市町が関わられるかも含めて、検討課題にしながら進めていかれたらどうかと思うんですけど、部長どうでしょうか。

◎松岡総合企画部長 おっしゃるとおりだと思います。役割分担ではないんですけど、それぞれの市町の部分は今までも市町で責任を持ってやってきていただいている中で、ちょっと足りない分については県も支援してきています。当事者意識を、我々も当然県民の足を守るのは大切なのでしっかり持ちながらも、やっぱり市町の方にも守る意識とどう活用する、どう人を呼び込むかも含めて、一緒にやっついていかないと。これをとさでん交通だけの話に集約してしまうと、多分何も片づかない。今までと構図が一緒になってくる。私の意識としては、今まではどちらかというと、とさでん交通さん頑張ってくださいみたいな話でやってきたのが、もうそれでは多分あらがい切れなくなってきている。要は、それだけ

高知県は人口減少の圧力が大きくなってきているという捉まえ方をしているので、今までよりももう少し広い範囲での議論なりができるようになればと考えています。

◎**金岡委員** 関連した話なので、逆の話を私はさせていただきます。実績を見まして、もう問題は明らかですね。営業損益で見ますと軌道と路線バスが赤字になっていて、特に路線バスに大きな赤字が出ておる。ここが一番問題であるという話であらうと思います。ほかを伸ばしていけば、どんどんまだ伸びるんじゃないかというふうなところも見えるんです。

そうした中で、その議論をきちんとしてほしいんです。どういうことかと言うと、私どものところは不採算だから切り捨てられたんです。全部とさでん交通はやめましたから。それで今どんなになっているかといったら、バスに乗って高知市内に来ることができないんです。嶺北観光が医大までは行っていますが、医大からの接続ができてないから行けないんです。それから、JRは昼間はないです。だから、それは確かに不採算路線を切り捨てて採算がよくなった。それで行くんだったら全部やってくださいよ。山は切り捨てて、町はもっと不採算でももうちょっと考えた議論をすと言って、そんなだったら我々中山間地の人間はもう話ができないですよ。この辺はきちんと考えていただきたいと思います。どうですか。

◎**松岡総合企画部長** 今のお話を聞いていて、私も大豊町出身なので、どんどん減便とかで使い勝手が悪くなって、利用者がどんどん減って悪循環になっていくのは見てきたので、嶺北の方々の気持ちもよく分かるところであります。それはそれでしっかり受け止めたいと思うんですけど、今後全部残すこともできない、でも全部なくすのも駄目だという中で、今後の経営もありながら、周りの方、市町の話も聞きながら、多分残すべき部分と、もうどうしようもない部分があります。

1日に1人か2人しか乗らないところを公金でカバーしてずっと支えるかとか、いろんな議論が出てくると思うんです。それをできるだけオープンにというか、そういう考え方をしっかりと県民にお伝えしていく中で、ここの部分までは残さないかねといった合意をつくっていかなければと思います。今のままでいけば、なくすのは全部駄目とかいう話になってしまいます。ただ、金岡委員が言われたようなことも、しっかりと田舎の方のことも考えながら、頭に置きながらも、実際の経営がどうなのかも含めて議論をさせていただきたいと思います。

◎**金岡委員** とにかく中山間地も含めて、きちんと議論をしてほしいです。中山間地はぶち切った、市は市でまた考えましょうみたいな話でやるんだったら、それは我々はやっていけませんよ。だから、公共交通をどうするのかという議論をしっかりとやっていただければと思います。

◎**松岡総合企画部長** 当部は中山間も所管していますので、中山間の移動手段についても

しっかり、同じように真剣に議論をさせていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 交通体系の在り方は、人口減少が続く中で収益もなかなか上がらない現実があるわけで、今のシステムのままでいいのかをトータルで判断をしていくことが必要だと思うし、新しい仕組みだとかを含めて考えていかないといけないと思います。

人口減少は全国的な問題だし、公共交通をどう維持するかは共通する課題があると思うんです。そういう点では、全国の先進事例とか、人口規模に見合った悩みを持っているところとの情報交換をしながら、高知の実情に合った形の交通体系はどういうものかを一緒に議論をしていく。地域の皆さんや自治体、事業所も含めて議論していくことが大事だと思うんですけれども、その点いかがですか。そういう教訓も学びながら、高知でどういう交通体系をつくっていくかの議論をどう進めていくのか、基本的な考え方をお聞きしたいです。

◎松岡総合企画部長 当然、他県の先進事例とかは参考にさせていただくことで、我々も勉強していきたいと思います。ただ、何よりもまずは市町と事業者がどうしていきたいかと、どうしていくべきかがあろうかと思っていますので、今の御意見も心に留めながら、できるだけ関係者と密に議論をしていきたい。表面上ではなく腹を割って話をしないと、これは腹をくくるかくくらないかの施策の話だと思いますので、そこはしっかりと話をしていきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 あと、運転士不足がどうしても当面の課題だと思うので、運転士の待遇改善をすればこれだけ補助しますとか、そういう形で運転士をしっかりと確保できるような仕組みができないものかとも思うんですけれども、その点はどうですか。

◎松岡総合企画部長 人の確保につきましては、先ほど言いましたように今年度施策も打っています。その効果も見ながら、まず賃金を上げないと人は集まらないことは分かるんですけど、とさでん交通の場合は金融機関とかいろんな関係者がいますので、その方々の話も聞いた上で、全体的なことの中で賃金のことも含めながら議論していきたいと思います。

◎大石委員 いろいろと議論が出て、先進事例という話がありましたけれども、今、全国のいろんな自治体とか企業で自動運転バスの実証実験をやっていると思うんですけれども、これに関して県としてはどういう捉え方をしていますか。

◎後藤交通運輸政策課長 自動運転も人材不足への対応の一つだと考えておまして、香美市で自動運転の事業の調査を今年度実施する予定としております。来年度実証運行といった形で進めていく予定ですので、一つの方策として検討していきたいと考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

皆さんにお諮りします。

以上で、議案についての審議は終了いたしました。他の委員会の採決が終わってないので、先に意見書を議題としたらどうかと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《意見書》

◎三石委員長 それでは、意見書を議題といたします。

意見書案5件が提出されております。

まず、改定地方自治法における自治体への指示権を濫用行使しないことを求める意見書(案)が、県民の会、日本共産党から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 では、ご意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ うちの会派で検討した結果、本会議で知事とやり取りがあった内容のとおりなんですけど、あくまでも、今回の改正自体が非平時の状態であって、それに限って適用されるということ。あと、それを実行するに当たっては、閣議決定であったり、地方公共団体に事前にお話があるとかといったことで、一応それなりの対応ができるということになっておりますので、地方分権を妨げるような内容でもないもので、ここの内容自体は賛成しかねるというところがございます。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 我々議論をして、このことも大事なんですけど、やっぱり基盤をつくっていくのがまず先だろうと。障害児や医療的ケア児の受入れも認めることともありますけども、これは保育士不足という問題もあります。そういう現状でも保育士不足ということがありますし、待遇の問題もあります。そういう基盤を先行的につくるのが先ではないかというのが意見です。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、学校給食費無償化の早期実現を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ うちの会派としては、ここの内容自体が、昨年のこども未来戦略方針が出てから、6月12日にその結果が公表されているんですけど、基本的には学校給食費無償化の方向へ向いて今動いている状態であろうというふうに思います。ですが、調査の内容からしても、例えばアレルギーの児童がいることや、不登校等の理由で学校給食を食べてない児童がいたりとか公平性の問題があったり、いろいろとまだまだ検討していかないといけない課題がたくさんあるので、今この時点でこれを求めるということには、ちょっと時期尚早ではないかというのが我々の意見でございます。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、企業団体献金禁止など、政治資金規正法の抜本的な改正を求める意見書(案)が、県民の会、日本共産党から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この件は、次の5番目に我々も意見として持っていますので、ここは一致できないということですね。

◎ お互いに一致できないと。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、政治資金の高い透明性の確保を求める意見書(案)が、自由民主党、公明党から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 4番の。

◎三石委員長 正場に復します。

意見が一致しないということで本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、意見書の協議は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、ここで休憩といたします。

再開時刻については、後ほど事務局から控室に連絡をさせていただきます。

(休憩 14時～14時28分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《採決》

◎三石委員長 これより採決を行います。今回は議案数9件、予算議案1件、条例その

他議案6件、報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

まず、第1号議案、令和6年度高知県一般会計補正予算について、岡田委員及び細木委員から修正案が提出されておりますので書記に配付させます。

(資料配付)

◎三石委員長 修正案の提出者の説明を求めます。

◎岡田(芳)委員 第1号議案の修正案を提出させていただきました。クラウドファンディングを活用しながらという中身ですけれども、公教育の予算そのものを増額して対応すべきということと、質疑でも申し上げましたけれども公平性の問題もあります。さらに言えば、ふるさと納税そのもの持っている内容にも関わってもきますけれども、様々なことを総合的に考えまして、今回、修正案を提出させていただきました。御審議をお願いいたします。

◎三石委員長 提出者に対する質疑はありませんか。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

これよりこの修正案の採択に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

これより採決に入ります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」に対する岡田委員及び細木委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手少数であります。よって、修正案は賛成少数をもって否決されました。

それでは、第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 挙手多数であります。よって、第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を

改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は全会一致をもって原案どお

り承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日の委員会は休会とし、3日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめを行います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(14時35分閉会)